

(設 置)

第 1 条 群馬大学大学院医学系研究科と医学部附属病院との教育・研究及び医療における連携協力を推進するため、群馬大学大学院医学系研究科・医学部附属病院合同補佐会議（以下「合同補佐会議」という。）を置く。

(組 織)

第 2 条 合同補佐会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 医学系研究科長
- (2) 附属病院長
- (3) 医学系研究科選出の評議員
- (4) 医学系研究科副研究科長
- (5) 附属病院副病院長
- (6) 医学系研究科長補佐
- (7) 医学系研究科顧問
- (8) 附属病院長が指名する病院長補佐
- (9) 附属病院顧問
- (10) 医学系研究科医科学専攻教務委員会委員長
- (11) 医学系研究科生命医科学専攻教務委員会委員長
- (12) 医学部教務委員会医学科部会長
- (13) 事務部長及び事務部次長

(議 長)

第 3 条 合同補佐会議に議長を置き、医学系研究科長をもって充てる。

2 議長は、合同補佐会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、前条第 2 号に規定する者がその職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第 4 条 合同補佐会議が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(会 議)

第 5 条 合同補佐会議は、必要の都度開催する。

(事 務)

第 6 条 合同補佐会議の事務は、総務課において処理する。

(雑 則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、合同補佐会議に関して必要な事項は、医学系研究科長が別に定める。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、合同補佐会議の議を経て、医学系研究科長が行う。

附 則

この規程は、平成24年5月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。